

秋田市告示第101号

秋田市北部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市北部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港西五丁目3番1号
北部地域住民自治協議会
会長 渡 邊 清 明
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで